

鳥取県告示第432号

平成19年度及び平成20年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成18年6月20日

鳥取県知事 片山善博

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた法第3条第1項に規定する建設業の許可（以下「建設業許可」という。）を受けていること。
- (3) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた直前審査（法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）であって、審査基準日が平成17年10月1日から平成18年9月30日（合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあつては、平成18年12月31日）までの間のものをいう。以下同じ。）を受けていること。
- (4) 直前審査に係る審査基準日前1年間（希望工種が土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）の場合にあつては2年間、土木一式工事（同表の中区分の欄に掲げる解体に限る。）及び鋼構造物工事（同表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）の場合にあつては5年間）又は当該審査基準日から入札参加資格の審査申請をする日（以下「申請日」という。）までの間に希望工種（土木一式工事（同表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）及びとび・土工・コンクリート工事（同表の中区分の欄に掲げる法面処理に限る。）にあつては同表の中区分、その他の工種にあつては同表の最小区分による。）に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。ただし、次の表の左欄に掲げる希望工種について同表の右欄に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでない。

希望工種	要件
土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）	(7)のアに掲げる要件をすべて満たしていること。
鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）	(7)のオの(イ)に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (5) 2の(1)のアの(ア)のe又は(イ)のd若しくはeに定める納税証明書に未納税額がないこと。
- (6) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (7) 希望工種が次のアからコまでに掲げるもの（以下「特殊工事」という。）の場合にあつては、それぞれに定める要件をすべて満たしていること。
 - ア 土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに該当する場合で、(4)の本文の要件に該当しないときに限る。）

- (ア) 県内に本店を有していること。
- (イ) 次の技術者を県内の営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）に常に備えていること。
- a 法第27条第1項の規定により実施される土木施工管理の技術検定に合格した者（以下「土木施工管理技士」という。）のうち、1級の検定に合格した者（以下「1級土木施工管理技士」という。）
 - b 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18に規定するコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
 - c クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第223条に規定するクレーン運転士免許を有する者
 - d 社団法人プレストレストコンクリート技術協会が実施するプレストレストコンクリート技士試験に合格した者
 - e 社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート技士又はコンクリート主任技士に係る試験に合格した者
 - f 社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート診断士試験に合格した者
- イ 土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）
- (ア) 次の技術者を常に備えていること。
- a 当該希望工種に係る工事の監督業務に5年以上従事した経験のある専任技術者
 - b 当該希望工種に係る工事の監督業務に2年以上従事した経験のある補助技術者
- (イ) 自ら保有し、又はリース契約（リース期間が入札参加資格の有効期間の末日以降に及ぶもので、中途に解約することが禁止されているものに限る。以下同じ。）により使用する次の表の船舶の欄に掲げる船舶を備えていること。

区 分	船 舶		乗 組 員		
	種 別	規 格 能 力	二級小型 船舶操縦士	運転士	その他 の船員
1	えい船	100馬力以上	2	-	1
2	起重機船（クレーン付台船を含む。）	25トン吊以上	-	1	3
3	台船	20トン積以上	-	-	2
4	グラブしゅんせつ船（50トン以上の積台船で、0.6立方メートル以上のクラムを積載できるものを含む。）	100馬力以上	-	1	3

- (ウ) 当該希望工種に係る工事において、(イ)の表の船舶の欄に掲げる船舶の乗組員として業務に2年以上従事した経験のある者を、1隻につき同表の乗組員の欄に掲げる人数以上常に備えていること。この場合において、起重機船の乗組員とグラブしゅんせつ船の乗組員は、相互に兼ねることができる。
- (エ) 県内に本店を有しない者にあつては、県内に営業所を有し、当該営業所に職員を20名（フローティングドック（クレーン及び注排水設備を有するケーソン（海上で支持地盤まで掘削しながら沈下させて設置する鉄筋コンクリート製の箱形の基礎をいう。以下同じ。）製作

用の凹型の台船をいう。)又はドルフィンドック(注排水設備を有するケーソン製作用の凹型の台船のうち、ケーソン製作時に海底に着底することができるものをいう。)を自ら使用していないときは他の業者に貸与することができる者(以下「ドック提供者」という。)にあっては、10名)以上、土木施工管理技士を10名(ドック提供者にあっては、5名)以上常に備えていること。

ウ とび・土工・コンクリート工事(別表の中区分の欄に掲げる交通安全施設に限る。)

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

エ とび・土工・コンクリート工事(別表の中区分の欄に掲げる法面処理(同表の小区分の欄に掲げる一般を除く。)に限る。)

(ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

(イ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げる法面植生工、法面保護工又はアンカー工に該当する場合にあっては、次の表の左欄に掲げる希望工種ごとに、同表の右欄に掲げる機械(自ら保有し、又はリース契約により使用するものに限る。)を営業所に常に備えていること。

希望工種	機 械
法面植生工	種子吹付機(種子を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。)又はモルタル吹付機(種子、水、肥料等の植生基盤材を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。以下同じ。)
法面保護工	a モルタル吹付機 b 計量器(種子、水、肥料等の植生基盤材の使用量を測定・管理する装置をいう。) c ホッパー(材料を一時的に貯留し、必要に応じて下部の口を開いて出す漏斗装置をいう。)
アンカー工	a ロータリーパーカッション掘削機(アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械をいう。)又はドリフタ(アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械のうち、ガイドセル(ドリフタを送り出す機械をいう。以下同じ。)に乗架して使用する打撃式削岩機をいう。)及びガイドセル b グラウトミキサ(アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。) c グラウトポンプ(アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。)

オ 鋼構造物工事(別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。)

(ア) (4)の本文の要件に該当する場合

- a 鋼橋(H型鋼を主桁とするものを除く。)の上部構造物の製作及び架設に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。
- b 鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場を有していること。
- c 鋼橋の上部構造物の製作に係る検査体制が確立していること。

(イ) (ア)以外の場合

- a 県内に本店を有すること。
- b 次の機械を備えた工場を有すること。
 - (a) 天井走行クレーン(吊り下げ重量が7トン以上のものに限る。)

- (b) 手動ガス切断機（J I S B 6802 に適合しているものに限る。）及び自動ガス切断機（切断板厚 60 ミリメートル以上のものに限る。）
- (c) 自動溶接機（出力電流が 1,000 アンペア以上のものに限る。）、交流溶接機（出力電流が 300 アンペア以上のものに限る。）、溶接棒乾燥機（収納容量が 300 キログラム以上のものに限る。）及びスタッド溶接機（適用範囲が 22 ミリメートル以上のものに限る。）
- (d) ラジアルボール盤（ドリルを使って穴開け加工をする工作機械をいい、穴開け能力が 50 ミリメートル以上のものに限る。）及び携帯式磁気応用穴開け機（穴開け能力が 40 ミリメートル以上のものに限る。）
- (e) 空気圧縮機（5 馬力以上のものに限る。）、ジャッキ（爪付きで頭部加重が 10 トン以上のものに限る。）及び油圧プレス（加圧能力 200 トン以上のものに限る。）
- c 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の計測機器を備えていること。
 - (a) 超音波探傷器
 - (b) 携帯式工業エックス線装置
 - (c) 塗膜厚測定器
- d 次の技術者を常に備えていること。
 - (a) 1 級土木施工管理技士
 - (b) 労働安全衛生法別表第 18 に規定する鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
 - (c) クレーン等安全規則第 229 条に規定する移動式クレーン運転士免許を有する者
 - (d) 電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 48 条に規定するエックス線作業主任者免許を有する者
 - (e) 社団法人日本溶接協会が実施する溶接管理技術者評価試験又は手溶接技能者、半自動溶接技能者若しくはすみ肉溶接技能者に係る試験に合格した者
 - (f) 社団法人日本非破壊検査協会が実施する J I S Z 2305 非破壊試験技術者資格試験に合格した者

カ ほ装工事（別表の中区分の欄に掲げるアスファルトに限る。）

- (ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
- (イ) 次の技術者を県内の営業所に常に備えていること。この場合において、a 及び b の技術者は、相互に兼ねることができる。
 - a 財団法人道路保全技術センターが実施する 1 級又は 2 級の舗装施工管理技術者試験に合格し、かつ、舗装施工管理技術者資格者証の交付を受けている者
 - b ほ装工事の主任技術者又は監理技術者として配置できる者
- (ウ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる処理能力等を有する機械を県内の営業所に備えていること。

種 別	処 理 能 力 等
モータグレーダー（土及び砂利の整地に使用する機械をいう。）	ブレードの長さが 3.1メートル以上のもの
アスファルトフィニッシャー（アスファルト混合物を均一に敷きならす機械をいう。以下同じ。）	施工が可能な幅が 4.5メートル又は 8.5メートルのもの
マカダムローラー（アスファルト混合物等の締め固めに使用する鋼製車輪形式のローラー機械をいう。以下同じ。）	両輪駆動又は全輪駆動のもので、車両の重量が 10 トン以上のもの

タイヤローラー（アスファルト舗設の表層部等の転圧に使用するタイヤ形式のローラー機械をいう。以下同じ。）	車両の重量が8トン以上のもの
---	----------------

- (エ) 次の作業員を県内の営業所に常に備えていること。
- a アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー及びタイヤローラーをそれぞれ操作できる者
 - b レーキマン（舗装において最後の微調整を専門的に行う者をいう。）

- (オ) 県外に本店を有する者にあつては、次に掲げる要件を備えていること。
- a 県内の営業所に職員を10名以上常に備えていること。
 - b 県内にアスファルトプラント（アスファルト混合物の製造を行う施設をいう。以下同じ。）を保有し、又は県内の特定のアスファルトプラントを保有している者とアスファルト合材の供給契約を締結していること。

- キ 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる一般に限る。）
当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

- ク 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる区画線工に限る。）
- (ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
 - (イ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次に掲げる機械及び設備を営業所に常に備えていること。

- a ラインマーカー車（区画線の施工機（溶解された区画線材料を一定の幅で路面に塗布する機械をいう。以下同じ。）を搭載し、自走しながら路面に塗布する機械をいう。）
- b 溶解槽（区画線の材料を固形状から施工状態である液体状へ溶解する設備をいう。）
- c 施工幅として15センチメートル、30センチメートル及び45センチメートルの施工ができる区画線の施工機

- (ウ) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の規定により実施される路面標示施工の技能検定に合格した者を常に備えていること。

- ケ 内装仕上工事（別表の中区分の欄に掲げる畳工に限る。）
当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

- コ 造園工事
当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

- (8) 知事から鳥取県建設工事等入札参加者資格停止要綱に基づく資格停止措置を受けていないこと。

2 申請手続

(1) 提出書類

- ア 平成19・20年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）、入札参加資格希望票（様式第2号）及び次に掲げる書類

- (ア) 県内に本店を有する建設業者（以下「県内業者」という。）
 - a 経審結果通知書の写し（直前審査に係る経営規模等の評価の申請と同時に入札参加資格申請書を提出する場合を除く。）
 - b 工事経歴書（様式第3号）（直前審査に係る審査基準日前1年間に実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事实績がある場合に限る。）
 - c 職員調書（技術職員）（様式第4号）
 - d 職員調書（その他の職員）（様式第5号）
 - e 国税及び地方税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書（平成18年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。）

- (a) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。以下同じ。）に係るもの
- (b) 個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税に係るもの
- f 建設業許可の通知書の写し
- (イ) 県外に本店を有する建設業者（以下「県外業者」という。）
 - a 経審結果通知書の写し
 - b 営業所一覧（様式第6号）
 - c (ア)のbの書類
 - d 県内に営業所、事業所等を有する者にあつては、(ア)のeの納税証明書
 - e 県内に営業所、事業所等を有しない者にあつては、国税及び地方税に未納がないことを証する平成18年4月1日から申請日までの間に交付された次に掲げる納税証明書
 - (a) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の3）
 - (b) 個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）
 - f 建設業許可の証明書（申請日から3月以内に発行されたものに限る。）
 - g 法人にあっては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（申請日から3月以内に発行されたものに限る。）
 - h 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）
- イ 特殊工事の入札参加資格を希望する者にあつては、アの書類に加えて、平成19・20年度鳥取県特殊工事入札参加資格審査用付属書類（様式第7号）及び次に掲げる書類を提出すること。
 - a 誓約書（様式第8号）（希望工種が鋼構造物工事で、別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に該当する場合に限る。）
 - b 職員調書（様式第9号）及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに県外業者にあつては雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の本人欄の写し（技術者等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）
 - c 職員写真（様式第10号）
 - d 機械設備等調書（様式第11号）並びに当該機械設備等調書に記載した機械等の売買契約書及び固定資産台帳の写し又はリース契約書の写し（機械等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）
 - e 機械設備等写真（様式第12号）
 - f 実務経験証明書（様式第13号）（希望工種が土木一式工事で、別表の中区分の欄に掲げる港湾に該当する場合に限る。）
- ウ 様式第1号、様式第2号、様式第4号、様式第6号又は様式第9号から様式第12号までの書類の記載事項に変更を生じた場合は、平成19・20年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請事項変更届（様式第14号又は様式第15号）を次の場所に速やかに提出すること。
 - (ア) 県内業者
 - 申請者の営業所を管轄する以下の事務所
 - 鳥取県東部総合事務所県土整備局建設総務課建設業係(〒680 - 0061 鳥取市立川町六丁目176 電話0857 - 20 - 3593)
 - 鳥取県八頭総合事務所県土整備局建設総務課建設業係(〒680 - 0461 八頭郡八頭町郡家

100 電話 0858 - 72 - 3853)

鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課建設業係(〒682 - 0802 倉吉市東巖城町 2
電話 0858 - 23 - 3243)

鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課建設業係(〒683 - 0054 米子市鞆町一丁目
160 電話 0859 - 31 - 9702)

鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課建設業係(〒689 - 4503 日野郡日野町根雨
140 - 1 電話 0859 - 72 - 2023)

(イ) 県外業者

(4)に同じ。

(2) 提出期間及び時間

次に掲げる期間及び時間とする。ただし、一般競争入札の参加資格を希望する者については、知事が別に定める期間においても、提出することができる。なお、資格停止の措置を受けている期間中であっても提出を妨げるものではない。

ア 県内業者

平成 18 年 6 月 20 日 (火) から平成 19 年 1 月 31 日 (水) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日 (以下「休日」という。)) 並びに平成 18 年 12 月 29 日から平成 19 年 1 月 3 日までの日 (休日を除く。) を除く。) の午前 9 時から午後 4 時まで

イ 県外業者

平成 19 年 2 月 1 日 (木) から同月 28 日 (水) までの日 (日曜日、土曜日及び休日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時まで

ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。

(3) 提出方法

(4)の提出先に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者 (以下「信書便事業者」という。) による同条第 2 項に規定する信書便 (以下「信書便」という。) により提出すること。

なお、郵送又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、県内業者にあつては平成 19 年 1 月 31 日 (水)、県外業者にあつては同年 2 月 28 日 (水) の午後 4 時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課建設業係 (〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目 220 電話 0857 - 26 - 7347、7454)

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成 18 年 10 月 1 日以後に会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

別表

発注工事種別									
大区分	略号	中区分	小区分	略称	大区分	略号	中区分	小区分	略称
土木一式工事	(土)	一般	-	土木一般	鉄筋工事	(筋)	-	-	鉄筋工事
		プレストレスト・コンクリート	-	P C	ほ装工事	(ほ)	一般	-	ほ装一般
		港湾	-	港湾工事			アスファルト	-	アスファルト
		解体	-	土木解体	しゅんせつ工事	(し)	-	-	しゅんせつ工事
建築一式工事	(建)	一般	-	建築一般	板金工事	(板)	-	-	板金工事
		解体	-	建築解体	ガラス工事	(ガ)	-	-	ガラス工事
大工工事	(大)	-	-	大工工事	塗装工事	(塗)	一般	-	塗装一般
左官工事	(左)	-	-	左官工事	区画線工		区画線工	-	区画線工
とび・土工・コンクリート工事	(と)	一般	-	とび等一般	防水工事	(防)	-	-	防水工事
		交通安全施設	-	交通安全施設	内装仕上工事	(内)	一般	-	内装一般
		法面処理	一般	法面一般	機械器具設置工事	(機)	-	-	機械器具設置工事
			法面植生工	法面植生工	熱絶縁工事	(絶)	-	-	熱絶縁工事
			法面保護工	法面保護工	電気通信工事	(通)	-	-	電気通信工事
			落石防止網工	落石防止網工	造園工事	(園)	-	-	造園工事
アンカー工	アンカー工	さく井工事	(井)	-	-	さく井工事			
石工事	(石)	-	-	石工事	建具工事	(具)	-	-	建具工事
屋根工事	(屋)	-	-	屋根工事	水道施設工事	(水)	-	-	水道施設工事
電気工事	(電)	-	-	電気工事	消防施設工事	(消)	-	-	消防施設工事
管工事	(管)	-	-	管工事	清掃施設工事	(清)	-	-	清掃施設工事
タイル・れんが・ブロック工事	(タ)	-	-	タイル等工事					
鋼構造物工事	(鋼)	一般	-	鋼構造物一般					
		鋼橋	-	鋼橋					

注意事項

- 1 工事の種別は、大区分(建設業法に基づく建設工事の種類に対応) - 中区分 - 小区分から構成されているが、入札参加資格の認定は、各大区分中の最小区分において行う。
(例 土木一式工事(プレストレスト・コンクリート)、とび・土工・コンクリート工事(法面処理(アンカー工))、水道施設工事)
- 2 土木一式工事(港湾)に係る工事は、次に掲げる工事及びこれらに類似する工事とする。
船舶を使用して実施する工事、潜水士を使用して実施する工事、船舶及び潜水士を使用しないが、波浪の影響を強く受ける工事、海中又は海上工作物(コンクリートブロックを除く。)を陸上で製作する工事
- 3 土木一式工事(港湾(特定))に係る工事は、2の工事のうち難易度の高いものとし、請負対象設計金額が2億円以上の工事(高度な技術力は要しない工事(魚礁、離岸堤(人工リーフを含む。))等)を除く。)及び次に掲げる工事とする。
フローティングドック又はドルフィンドックを使用して行うケーソンの製作工事、に係るケーソンの据付工事、1個当たり40トン以上の消波又は被覆ブロックの据付工事(海中への仮置き工事は除く。)、水深7.5メートル以上の大型岸壁の工事、特殊船舶を使用して行う海底地盤の改良工事(サンドコンパクション、サンドドレーン、深層混合処理等)、ポンプ浚渫船を使用して行う浚渫工事、水深4.5メートル以上の栈橋工事、その他特殊な船舶や技術を必要とする特殊な工事